身　元　保　証　書

尚絅学院大学 学長　殿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、この度、上記の者が　尚　絅　学　院　大　学　の外国人留学生として日本国に在留中の身元保証人になりましたので、下記事項について責任を持って保証いたします。

記

１．本人が学業に専念するように監督すること
２．本人が学費、生活費および帰国旅費を支払えない場合の負担
３．本人が日本国法令上関係するあらゆる場合の身元引き受け

【身元保証人】※身元保証人本人が記入してください。

氏名		印
現住所・連絡先	〒 電話番号	
本人との関係		
職業 **勤務住所・連絡先**	電話番号	
記入日	年　月　日	

備考：
身分証明書・パスポート（旅券番号の記載のある部分）・在留カードの写しを添付してください。

各　位

尚絅学院大学
事務部長

身元保証人をお引き受けいただくにあたって

外国人留学生が、本学での学業を全うするために、身元保証人になられる方には次のことをご理解いただきたくお願いいたします。

〇外国人留学生に対する対応について

本学では、外国人留学生からの相談（在留資格の更新をはじめとする学生生活関係及び授業関係）については、本学の関係部署で対応いたします。そのほか、学内で起こりうる問題等については、内容によっては身元保証人の方へ連絡し、対応していただくこともあります。

〇身元保証書についての具体的な説明

1、本人が学業に専念するように監督すること

これは、本人が学業を全うするように、授業への出席等を心がけるように身元保証人から適時にご指導いただく意味です。

また、万一出席不良等の場合、身元保証人の方にもご連絡し、今後の対処についてご相談申し上げて対処の一端を担っていただく場合があります。年に 2 回成績通知書を郵送いたしますので、ご確認の上、適宜助言または激励等、留学生にしていただけますと幸いです。

2、本人が学費、生活費及び帰国旅費を支払えない場合の負担

本人が学費等を支払えない場合、保証人の方に学費（授業料・教育充実費・施設設備費等）を負担していただくこともあります。

学生生活の上で何らかの不都合が生じた場合、本学で対処いたしますが、場合によっては、身元保証人の方にご相談申し上げる場合もあります。

3、本人が日本国法令上関係するあらゆる場合の身元引け受け

万一不測の事態(例えば行方不明や入国管理局等による拘束に対する引き受け等)が起きた場合、本学においてもできるだけの対処は行うものの、最終的には身元引き受けや入国管理局等との折衝を願う場合もあります。

〇 問い合わせ先
尚 絅 学 院 大 学
学生生活課
Tel.　022-381-3307
Fax.　022-381-3325